裁判へのご支援・ご協力を!
2017年03月07日　121号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒｰﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

新・人間裁判の１０口頭弁論での、平澤政廣さん（６６才・札幌市東区）、伊藤勇人さん（５７才・札幌市北区）の決意表明です。

東区に住む平澤政廣です。

現在、妻と二人暮らしで、間もなく６６才になります。仕事は調理師をしていました。高校卒業後、割烹やホテル等で修業した後、昭和５８年から自営の飲食店を始めました。

５０才を過ぎて脳梗塞を患い、手術をして、バラニン障害、味覚障害、聴覚障害等の後遺症が残り、身体障害５級の認定を受けています。

６０才を過ぎ、経営不振になり、支払いに追われるストレスと長年に渡る不規則な食生活により、夫婦ともに持病の糖尿病が悪化し、店を続けることが困難になり、廃業を決めました。かかりつけの病院で医療費の相談の中で「守る会」を知り、相談して生活保護の申請を決めました。覚悟の上での受給生活でしたが、現実には大変厳しいものでした。その上、保護費の引き下げにより、切り詰めの生活ももう限界です。

生活保護を受けていても、社会活動とか人との交際は絶対必要な物と思いますが、お金がないために制限せざるを得なくなっています。同窓会や以前の仕事仲間に誘われたり、講演会やサークル活動に参加すると必ずお金がかかります。仲良くなって、お茶や食事、旅行に誘われてもウソの理由を言って断るのは悲しいことです。だから、人と仲良くなることもためらうのです。友人、知人の訃報にも知らん顔をすることがしばしばあります。本当に辛いです。年賀状も今年から大幅に減らしました。

ただでさえ欲求を捨ててくらしているのに、保護費減額でさらに節約しなければならず、人付き合いもできず、冠婚葬祭にもでれません、これで人間らしい生活と云えるのでしょうか。

生活保護受給者が、いかにガマンを強いられているか、健康で文化的な生活、人間らしい生活がどんなものか、私たちの声、意見を裁判所や国が直接聞いてほしいと思います。私も原告の一人として、皆さんと一緒に頑張っていくつもりです。

私は第二次提訴から原告になりました、北区に住む伊藤勇人と言います。

高校卒業後、自衛官になり、在任中の２１才の時に統合失調症を発症しました。その後、復職し、退官後は建設業の仕事をしつつ、２９才で結婚して一人の子にも恵まれました。しかし、娘が３才の時、病気が再発し、職を離れることになりました。４２才でパートの仕事に就き、妻とともに頑張って来ました。娘が高校に入学する際に貯えも使い果たし、生活保護に頼らざるを得なくなりました。なんとかやりくりをして、やっと娘を社会に送り出せた時は、本当に生活保護と言う制度に感謝しました。

生活扶助費が削減される前までは特別控除（勤労控除の一つ）と言う制度がありました。夫婦ふたりでパートで働いていた我が家にとっては凄くありがたい制度でした。働いた年収の１割、１２万円ほどが収入控除の対象となっていたからです。削減と同時にその制度は全廃となりました。さらに３度の生活扶助の削減、３年間で約５万円、冬季加算は一シーズンで２５４００円、年末一時扶助も５４６０円減らされ、唖然としています。

この国の社会保障制度は、いったいどうなってしまうのでしょうか。最低限度の文化的な生活を送る権利であるはずの私たちに、これほどの酷い仕打ちはありません。贅沢を望んでいるわけじゃないのです。精神障害者となった今でも地域で安心して暮していける、普通に暮らせる制度に戻してほしいのです。国には国民の生活を守る義務があるはずです。日常生活では削れるところは全てを削っての生活をしています。冠婚葬祭、仲間との交流などに参加するためには、食生活をとことん削って費用を捻出しています。食以外にはもう削るところが無いほどの生活を強いられています。冬は室内温度は１３度にして灯油を節約し寒さに耐えています。これでもまだ、削減を続けようとしていると聞きます。

新・人間裁判をみなさんと一緒に闘いぬくことを誓って訴えに替えさせていただきます。みなさん、一緒に頑張りましょう。